

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在の状況及び意見
IV 秋田県企業支援センターが行う中小企業者に対する貸付金		
1. 回収不能債権について		
<p>多額の回収不能債権が累積しているが、債権の適正な開示のため、また、前向きに債権管理業務を行うためにも、回収不能債権については、債権放棄手続による不納欠損処分への移行を考慮すべきである。</p>	<p>回収不能債権については、現在、個別債権ごとに現況を調査し、債権回収及び債権放棄による不納欠損処分等に取り組みます。</p> <p>（調査内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者・連帯保証人の所在、資産等の状況 ・債権が長期延滞となった経緯・延滞理由、償還見通しの有無等 	<p>既に消滅時効が完成している設備近代化資金5件、5,790,750円及び高度化資金3件、74,402,323円については、本年度内に不納欠損処分を行った。</p> <p>【監査の意見】</p> <p>まだ多額の回収不能債権が累積している。不能欠損処分等の対応を継続して実施していくことが望まれる。</p> <p>（第4章 【特別会計】3 参照）</p>
2. 破綻債権について		
<p>破綻債権については、破綻の実態を再度確認のうえ、法的手続を適用し残余財産の分配をうけるか、長期分割回収を図るか、いずれか有利な方法を判断し速やかに回収方針を策定し実行すべきである。</p>	<p>破綻債権については、債務者の状況を十分に把握した上で、速やかに回収方針を決め、長期分割による償還や資産の任意売却・競売等により債権の回収を図っております。</p> <p>また、回収不能とならないように、早い段階で連帯保証人へ債務者の状況を知らせ、債務者に代わり償還への協力も働きかけております。</p>	<p>大口の破綻債権1件について、本年度協調融資先と連携しながら法的手続きによる配当77,397,394円を受けている。</p> <p>【監査の意見】</p> <p>多額の破綻債権が累積しており、破綻債権の回収については、今後も財産差し押さえなどの方法などを継続して実施することが望まれる。</p> <p>（第4章【特別会計】3 参照）</p>

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成 12 年度指摘事項	平成 13 年度の措置	現在の状況及び意見
3. 貸倒懸念債権について		
<p>貸倒懸念債権については、長期分割回収を継続し、更に1回当たりの返済額を増額すべくなお一層指導・督促を強化すべきである。</p>	<p>貸倒懸念債権については、できるだけ破綻債権化しないように、債務者の状況を適宜把握するとともに、分割償還もなるべく長期にならないよう指導します。</p> <p>また、1回の返済額の増額については、景気の低迷等によりすぐに実施するのは難しい状況にありますが、債務者の状況や今後の経済の動向等を見て検討します。</p>	<p>延滞先には、最低年2回以上訪問し、債務者の状況を適宜把握するとともに、不定期償還先に対する定期償還の励行、定期分割償還額の増額などの指導を続けている。また、高度化資金の延滞先について、必要に応じて訪問時に（財）あきた企業活性化センターの中小企業診断士も同席し、経営を指導している。</p> <p>【監査の意見】</p> <p>多くの貸付先があるため、債権分類ごとに選択と集中により効率よく回収事務に努める必要がある。また、中小企業基盤整備機構との連携やあきた企業活性化センターの活用など貸倒懸念債権の回収に向けた合理的な管理方法を検討していくことが望まれる。</p> <p>（第4章 【特別会計】3 参照）</p>

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成 12 年度指摘事項	平成 13 年度の措置	現在の状況及び意見
V 秋田県社会福祉施設整備資金		
1. 連帯保証について		
<p>社会福祉法人からの借入申込に対して、市町村からの補助金を返済財源とするため償還に問題は無い、という理由で連帯保証を免除しているのは、貸付要綱の規定に反する。社会福祉法人が借入申込者の場合の貸付金については、要綱どおり理事長を含む3人以上の連帯保証人を立てる必要がある。</p>	<p>平成 12 年度以降の社会福祉法人による借入申込は社会福祉施設整備資金貸付要綱どおり、理事長を含む3人の連帯保証人を付することを絶対条件として処理しています。</p> <p>平成 12 年度の資金貸付実績においては、3 法人に対する3件、合計 51,500 千円の貸付に対し、各3名の連帯保証を確認のうえ貸付しました。</p>	<p>社会福祉施設整備資金貸付金は、平成 18 年度末の未収金残高はゼロとなっており、今回の監査の対象外となっている。</p>
2. 借入金の運用実績について		
<p>「借受人は資金の貸付事業報告書を作成し、事業完了後、3ヶ月以内に知事に提出する」と貸付要綱にあるが、平成 11 年度貸付8件のうち2件については貸付事業報告書の提出が約9ヶ月後におこなわれており、今後適時に貸付金の運用状況を把握するために、規定どおり3ヶ月以内に入手する必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり今後は、貸付事業報告書提出時期の周知徹底に努めます。</p>	<p>社会福祉施設整備資金貸付金は、平成 18 年度末の未収金残高はゼロとなっており、今回の監査の対象外となっている。</p>

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在の状況及び意見
VI 公的医療機関等設備整備資金		
1. 債権保全手続の遅延について		
<p>県は損失を最小にする方法として、延滞発生以後貸付先と長期の任意分割返済を求める方向で話し合ってきたというもの、閉院からおよそ1年近く経った平成12年12月に裁判所に対して申し立てを行っているのは、結果的に債権保全手続に遅滞があったと言わざるをえない。</p>	<p>債権保全手続として、債務者の債権に対し差押を行いました。</p>	<p>ただし、平成13年の提訴(勝訴)及び債権差押命令以降、債権者の給与等から裁判所の管理の下、年2~3回のペースにより配当金を受け取っている。</p> <p>【監査の意見】 上記を確認した結果、特に問題はなかった。</p>
2. 債権保全手続の方法について		
<p>ア 連帯保証人の保証能力を検討する手続を加える必要がある。</p>	<p>検討します。</p>	<p>新規貸付先について連帯保証人を1名から2名にしたが、保証能力を検討する手続は追加されなかった。</p> <p>【監査の意見】 保証人の保証能力確認の実証が困難なため、手続の追加が難しいということだが、今後もその代替手段を検討すべきである。(現在、借入人の財務諸表の確認を行っている。)</p>
<p>イ 貸付金額に応じて連帯保証人を追加することを検討する必要がある。</p>	<p>連帯保証人の追加について要綱の改正を行った。</p>	<p>要綱を変更して連帯保証人を1名から2名としている。</p> <p>【監査の意見】 要綱を確認した結果、連帯保証人は2名となっており、改善がなされていた。</p>

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在の状況及び意見
ウ 何らかの物的担保を徴することを検討する必要がある。	検討します。	物的担保については困難との判断から実施されていない。 【監査の意見】 同基金により取得した資産を担保に徴するなど、引続き検討することが望まれる。
3. 貸付金の上限設定について		
貸付先の規模や財政状況に応じて貸付金額の上限を設定する必要性について検討する必要がある。	貸付金額の上限の設定について、要綱の改正を行った。	【監査の意見】 要綱の概要項目を確認した結果、上限が設定されており、改善がなされていた。
4. 事業実施報告書等の提出について		
事業報告書の提出期限が定められていないので、規定を整備すべきである。	事業実施報告書等の提出時期について、要綱の改正を行った。	【監査の意見】 要綱における事業実施報告書等の提出時期に関する項目を確認した結果、改善がなされていた。

2 貸付金に起因する未収金

（1）概要

① 県の貸付金の概要

未収金の管理において検討しなければならない事項の1つとして、県の貸付金によって発生する未収金が挙げられる。平成18年度末における県の貸付金残高（貸付金総額から既回収額を控除した額）とその貸付金残高の内の未収金（調定済み未回収額）は以下のとおりである。

表4 平成18年度末時点の県の貸付金の状況

（単位：円）

	貸付金名称	会計名	H18年度末 貸付金残高	（内）未収金 （調定済み未回収額）
1	秋田県市町村振興資金	市町村振興資金 特別会計	14,219,386,870	—
2	介護支援資金貸付金	一般会計	220,023	45,830
3	社会福祉士及び介護福祉士 修学資金貸付金	一般会計	2,783,717	—
4	秋田県社会福祉施設整備資 金貸付金	秋田県社会福祉施設 整備基金	150,293,000	—
5	母子寡婦福祉資金貸付金	母子寡婦福祉資金 特別会計	1,371,993,806	63,700,335
6	秋田県ひとり親家庭等住宅 整備資金	秋田県ひとり親家庭 等住宅整備基金	69,365,083	—
7	看護職員修学資金貸与金	一般会計	420,219,500	4,039,300
8	理学療法士等修学資金貸付金	一般会計	34,244,000	—
9	歯科衛生士修学資金貸付金	一般会計	18,144,000	—
10	医師等修学資金貸付金	一般会計	34,380,000	—
11	公的医療機関等設備整備 貸付金	公的医療機関等設備 整備基金（注）	2,026,734,405	81,300,517
12	秋田県公害防止設備資金貸 付金（単年度貸付）	一般会計	—	—
13	秋田県アスベスト除去対策 資金貸付金（単年度貸付）	一般会計	—	—
14	大瀧村方上地区関係貸付金	一般会計	1,657,550,965	—

第3章 監査の結果と意見（総論）

	貸付金名称	会計名	H18年度末 貸付金残高	(内) 未収金 (調定済み未回収額)
15	農業改良資金貸付金	農業改良資金特別会計	159,583,191	11,190,191
16	就農支援資金貸付金	農業改良資金特別会計	130,734,000	—
17	農業振興対策資金貸付金	一般会計	5,331,498	5,331,498
18	農業経営改善促進資金預託 金貸付金（単年度貸付）	一般会計	—	—
19	卸売市場近代化育成資金 貸付金（単年度貸付）	一般会計	—	—
20	畜産経営自立化促進資金 貸付金	一般会計	1,296,521	1,296,521
21	高品質葉たばこ生産促進資 金貸付金（単年度貸付）	一般会計	—	—
22	秋田県漁協新生対策貸付金 （単年度貸付）	一般会計	—	—
23	沿岸漁業改善資金貸付金	沿岸漁業改善資金 特別会計	57,526,000	—
24	森林組合合併促進特別融 資資金（単年度貸付）	一般会計	—	—
25	森林組合事業振興資金 （単年度貸付）	一般会計	—	—
26	木材産業等高度化推進資金 貸付金（単年度貸付）	一般会計	—	—
27	林業木材産業改善資金	林業木材産業改善資 金特別会計	261,647,340	53,217,340
28	林業開発基金貸付金	一般会計	17,011,503,422	—
29	秋田県中小企業融資制度 預託金（単年度貸付）	一般会計	—	—
30	秋田県中小企業組織融資 制度預託金（単年度貸付）	一般会計	—	—
31	秋田県中小企業振興基金 （単年度貸付）	秋田県中小企業 振興資金	—	—
32	設備近代化資金	中小企業設備導入助 成資金特別会計	44,770,750	44,770,750
33	高度化資金	中小企業設備導入助 成資金特別会計	6,841,281,940	2,269,512,940
34	小規模企業者等設備導入資金	中小企業設備導入助	909,992,000	—

第3章 監査の結果と意見（総論）

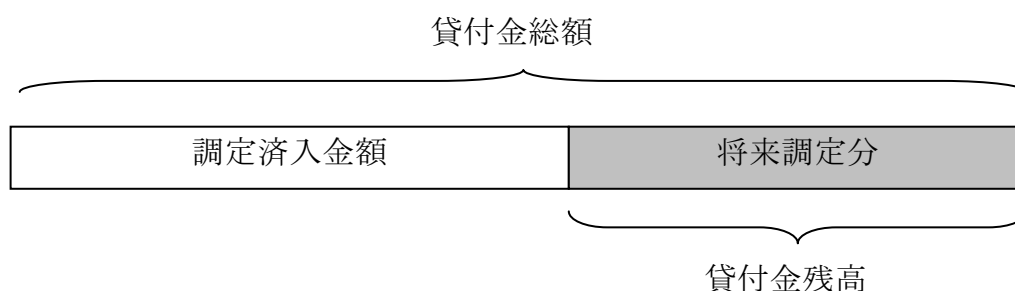
	貸付金名称	会計名	H18年度末 貸付金残高	(内) 未収金 (調定済み未回収額)
	(設備資金貸付事業) 貸付金	成資金特別会計		
35	小規模企業者等設備導入資金 (設備貸与事業) 貸付金	中小企業設備導入助 成資金特別会計	380,103,000	—
36	秋田県発電用施設周辺地域 等企業導入促進資金貸付金	秋田県発電用施設周 辺地域等企業導入 促進基金	46,867,000	—
37	県単機械類貸与資金貸付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
38	秋田県企業立地促進資金貸 付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
39	独創的中小企業創出支援事 業資金貸付金	一般会計	100,000,000	—
40	秋田県物産振興会貸付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
41	秋田県商店街活性化推進資 金貸付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
42	秋田県中心市街地商業活性 化推進事業の基金造成に要 する資金	一般会計	250,000,000	—
43	秋田・盛岡間新幹線直行特 急化事業費貸付金	一般会計	19,600,000,000	—
44	住宅建設資金貸付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
45	秋田県住宅供給公社貸付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
46	秋田県高等学校定時制課程 及び通信制課程修学資金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
47	秋田県学校給食会貸付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
			65,805,952,031	2,534,400,173

(注1) 貸付金残高及び未収金（調定済み未回収額）の金額は元金のみで、利子、違約金等は除いている。

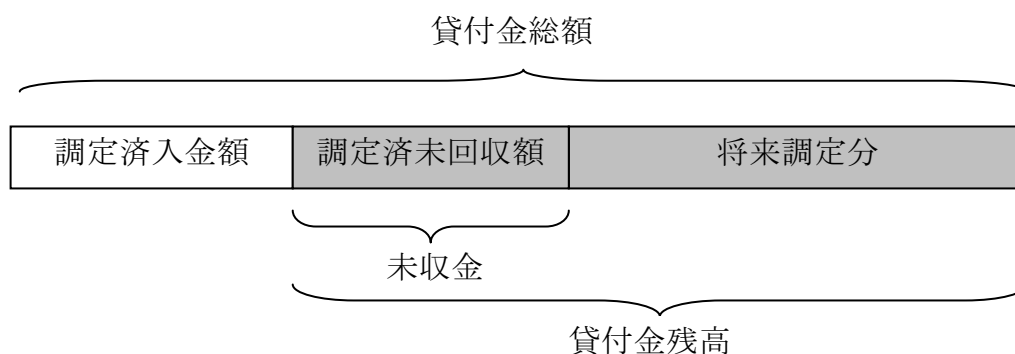
(注2) なお、今回の監査の対象は、一般会計、特別会計における未収金となる。よって、この表の「調定済み未回収額」の残高の内、公的医療機関等設備整備基金における未収金は監査の対象に含まれていない。

②貸付金における貸付金総額、貸付金残高及び未収金の関係

一般に貸付けを行う際には、まず貸付金総額や返済スケジュールなどを定めた貸付契約書を締結することになるが、これは県が行う貸付の場合も同じである。県は、この貸付契約書の返済スケジュールに沿って貸付先に調定を行い、入金されれば県の収入となる。貸付金総額は、貸付契約書に定めた当初の貸付実行額であり、一方、貸付金残高とは、貸付金総額の内、すでに貸付先に調定を行い入金がなされた部分を除いた部分、つまり将来調定分となる。



ところが、返済スケジュールに沿って、既に貸付先に調定を行っているが、何らかの事情により入金がなされないことがある。この調定済み未回収分が未収金となる。またこの場合、貸付金残高は、将来調定分にこの調定済み未回収分を合わせて金額となる。



③貸付金によって発生する未収金の特徴

②の理解のもと、貸付金によって発生する未収金の特徴は以下のとおりとなる。

- 貸付金の場合、調定済未回収分としての未収金だけではなく、貸付金総額、貸付金残高も合わせて管理する必要がある。
- また、他の未収金と違い、未収金が発生しても貸付金残高が残っている以上、将来の調定をストップするわけにはいかない。よって、未収金が一度発生すると累積的に多額になる可能性がある。
- システムによって管理する場合においても、上記2点の特徴を考慮する必要がある。

④違約金について

「表4 平成18年度末時点の県の貸付金の状況」には、貸付金の元金のみが集計されているが、実際の未収金には、元金の他に利子や違約金も含まれている。ここで、違約金とは、返済期限に納入がなされない事態に備えて設けているものである。しかしながら、元利が未納のため額が確定しない違約金は調定できないため未収金にはならず、そのうえ一定時点における計算もされなければ管理の対象外になってしまう。特別会計における貸付金を例にして、平成18年度末の未収金に含まれている違約金と未収金に含まれていない違約金は以下のとおりとなっている。

表5 各貸付金における違約金の状況

(単位:円)

貸付金名	未収金に含まれている違約金	未収金に含まれていない違約金	摘要
農業改良資金 貸付金	—	22,624,323	違約金は、延滞日数(償還期日の翌日から実際の償還日まで)について年率12.25%で計算する。 事務委託先の農協が金額を把握し管理している。
林業木材産業 改善資金	16,335,825	58,416,859	違約金は、延滞日数(償還期日の翌日から実際の償還日まで)について年率12.25%で計算する。 元利の納付後に調定し、納付されない場合は未収金となる。一方、元利が未納のものについては、違約金額が確定していないため調定できず、一定時点における計算もされずに管理の対象外となっている。
設備近代化資金・高度化資金	1,399,276	1,535,925,898	違約金は、延滞日数(償還期日の翌日から実際の償還日まで)について年率10.75%で計算する。 元利の納付後又は期限未到来分があるときは延滞解消時に調定し、納付されない場合は未収金となる。一方、元利が未納のものについては、違約金額が確定していないため調定できないが、償還指導時などに計算し管理している。但し、一定時点における計算はされていない。
母子寡婦資金 貸付金 (大館福祉環境部)	113,600	1,941,700	違約金は、延滞日数(償還期日の翌日から実際の償還日まで)について年率10.75%で計算する。但し、利子部分の違約金は計算していない。 元利の納付後、3か月程度をまとめて調定し、納付されない場合は未収金となる。しかし、調定された違約金のほとんどが免除されており未収金残高はほとんどない。一方、元利が未納のものについては、違約金額が確定してい